

第3回別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【Dグループ】概要

開催日：平成22年10月14日（木）
時間：午後7時～午後9時
会場：役場103・104会議室
参加委員：5名（欠席5名）
会議次第：1 開 会
2 自己紹介
3 議 題
1) グループ会議の進め方について確認
2) 第7章 行政（全4条）について
3) 今後のスケジュールについて確認
4 閉 会

1 開 会 （グループリーダー）

2 自己紹介 （全委員）

3 議 題 （グループリーダー）

1) グループ会議の進め方について確認

- ・グループで今後検討する際の進行役及び報告者を選出し、全体会議等でDグループにおいてまとめた意見を発表する際の発表者を選出。
- ・条文の検討については、草案を基に、ここはおかしいとか、こんな文言が良いのではといった意見をだしてもらい検討していくこととする。

2) 第7章 行政（全4条）について



～草案より～

（執行機関の役割と責務）

第31条 執行機関は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民や議会と連携協力して町政を執行しなければならない。

2 執行機関は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を適正に管理し、執行しなければならない。

3 執行機関は、その権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、その内容等を常に見直し、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

○検討委員からの意見

- ・第31条第1項の「及び制度」について、理念、原則ときて、ここで規定している制度がなにを指しているのか分からない。総則の章にも「制度」とは何か規定されていない。特に具体的なものがなければ、条文から削除し、必要なものであれば総則に規定すべき。

- ・法律に基づく制度を想定しているのであれば、条文に規定しなくてもよいのでは。
- ・この自治基本条例において規定している制度のことを指すのであれば、内容は理解できるが、文章として紛らわしいものである。
- ・条例全体に言えることだが、まちづくりという言葉の使用についてどうなのか。それに代わる良い言葉はあるか。
- ・この章は、町民に理解してもらうことも大事だが、行政の側こそ内容を理解してもらい、これが何につながっていくのか、今後の成果としてあらわして欲しい。当然、今後の運用も大事である。

●結果

- ・第1項については、「制度」において想定している内容を事務局に確認してもらい、次の会議時に改めて検討しまとめることとする。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(町長の設置)

第32条 町民の信託に基づき、別海町の代表として町長を設置します。

○検討委員からの意見

- ・「設置」という言葉はどうか。
- ・地方自治法では、「置きます。」となっている。
- ・この規定をなくした場合でも、条例の構成上は、問題ないのでは。

●結果

- ・検討に基づき、「設置します。」を「置きます。」に変更する。

(町長の設置)

第32条 町民の信託に基づき、別海町の代表として町長を置きます。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(町長の役割と責務)

第33条 町長は、別海町の代表として町民の信託に応え、この条例の基本理念を遵守し、公正かつ誠実にまちづくりに当たらなくてはならない。

- 2 町長は、職員を適正に指導監督するとともに、効率的な組織体制を整備しなければならない。
- 3 町長は、町政を行うための知識と能力を持った人材の育成をしなければならない。
- 4 町長は、まちづくりに関する情報を町民に分かりやすく説明しなければならない。

○検討委員からの意見

・第1項の「別海町の代表として」という文言は、規定しなくても良いのではないかな。
あえて強調するといった意味も考えられるが、文章としてすっきりさせるべき。町民の信託といった表現もされていることから。

・条例に規定する以上、その内容が実行されるべきものでなくてはならない。そうでなければ意義がない。



・第3項の「人材の育成」という文言が、職員を規定していると思うが、町民も含むような読みとりかたも出来てしまう。ここでは明確に「職員」といった文言を盛り込むべきではないか。「人材」は言葉として不特定多数を指す。

・「町政を行う」という文言も、町民を含む解釈も出来るので、「担う」などを用いると良いのではないかな。その方が分かりやすい。

●結果

- ・検討に基づき、第1項については、「別海町の代表として」を削除する。
- ・第3項について、「行う」を「担う」へ、「人材」を「職員」へ変更する。

(町長の役割と責務)

第33条 町長は、町民の信託に応え、この条例の基本理念を遵守し、公正かつ誠実にまちづくりに当たらなくてはならない。

2 町長は、職員を適正に指導監督するとともに、効率的な組織体制を整備しなければならない。

3 町長は、町政を担うための知識と能力を持った職員の育成をしなければならない。

4 町長は、まちづくりに関する情報を町民に分かりやすく説明しなければならない。

-----次の条へ-----

～草案より～

(執行機関の職員の役割と責務)

第34条 職員は、全体の奉仕者として、常に町民の目線に立ち、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、公正で誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、職務を遂行しなければならない。

4 職員は、互いに横断的連携を密にした職務を遂行しなければならない。

○検討委員からの意見

・第1項について、「全体」の奉仕者とは何か。意味として「町民」や「住民」の奉仕者ではないのか。「全体の奉仕者」とは、地方公務員法からの引用である。

・執行機関の役割と責務同様、「制度」が何を指すか確認すべきである。想定する内

容によっては、他の条文の追加等も必要である。

- ・「全体の奉仕として」の一文を削除してしまうと、その後に続く「町民の目線」という文言に対して、職員がどんな立場で目線に立つのかの表現が弱くなるのではないかな。
- ・第3項について、ここで規定している内容は条文に規定すべきと考えます。
- ・第4項について、自治基本条例に条文として規定する必要があるのか。

●結果

- ・草案どおりの内容で良いのでは。

○その他、自治基本条例全体や、各条文の規定に対して検討委員から意見がありました。

- ・町民の定義について、町内に通勤又は通学する他町の住民までも町民に含むのか疑問がある。
- ・協働によるまちづくりを考えた場合、各種団体、学校、企業、地域社会など、全部まとまってまちづくりをしていこうと考えると、町民の定義になるのではないかな。
- ・既に条例を策定している市町村において、策定前と策定後において、どのような変化が起こったのか、実際の自治体職員から話を聞けるような機会を設けて欲しい。町民としてどんな変化があるのかイメージしやすい。
- ・この条例を基に、町民と行政の共通認識を図り、今後のまちづくりに活かしていかなければならない。条例の策定に携わった人だけではなく、それ以外の町民へもこの条例を浸透させていく方法を検討して欲しい。作りっぱなしにしないということ。

3) 今後のスケジュールについて確認

- ・次回の会議においても、今回の振り返りを行うことになっているので、意見があれば改めて検討する。
- ・次回会議の開催日時について確認。

4 閉 会 （グループリーダー）